

里親になりませんか？

～ あなたを待っている子どもたちがいます。～

●里親制度とは

保護者の病気、行方不明、離婚などの事情により保護者と生活できない子どもたちを、北海道知事が適当と認める者（里親）に委託し、家庭的な環境の中で養育していただく制度です。

なお、里親には養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。



●子どもの委託

- 対象年齢・・・0歳から18歳まで
- 委託期間・・・数ヶ月や数年の場合や子どもが自立するまでなど様々
- 委託人数・・・同時に養育できるのは4人まで（実子と合わせて6人まで）
 - *できる限り里親の希望に合う子どもを委託しています。
 - *緊急性のあるケースについては、急な委託となる場合があります。

●里親の種類

里親の種類は養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親の4種類です。

- ①**養育里親** ～ 保護者の病気、行方不明、離婚などの事情により保護者と暮らせない子どもを自分の家庭で養育する里親
- ②**専門里親** ～ 養育里親のうち、虐待、障がいなどの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親（申請には一定の要件があります）
- ③**親族里親** ～ 実親の死亡や行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親
- ④**養子縁組里親** ～ 養子縁組を希望する里親

●里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、次の要件を満たす必要があります。

- ①心身ともに健全であること
- ②子どもの養育について理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していること
- ③経済的に困窮していないこと
- ④子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと
- ⑤同居人に虐待などの欠格事由がないこと

また、児童相談所は次の点などについて調査を行います。

- ①生活環境（家族、経歴、職業等）
- ②申し込みに至った動機
- ③健康状態（家族を含めて）
- ④経済状態
- ⑤児童福祉法及び児童買春、児童ポルノ等、児童に関する法律等に関する刑罰の有無

●里親登録までの流れ

【1 児童相談所に相談】



【2 里親登録申請書を提出】



【3 家庭訪問調査】

【4 里親研修受講（養育里親）】



【5 北海道社会福祉審議会で審議】



【6 里親として登録】

●里親登録申請に必要な書類

・里親認定（登録）申請書 ・同居家族全員の履歴書 ・宣誓書 ・家屋平面図 等

●里親会

里親同士で組織する「里親会」（十勝地区里親会）があり、行事などを通して親睦を深めたり、養育に関する研修などを行っています。里親会では、「里親賠償責任保険」に加入し、子どもに事故等があった場合に備えています。

●Q & A

●里親とは養子縁組のことですか？

⇒ 里親には養子縁組を前提とする里親もありますが、里親の多くは事情があって家庭で生活できない子どもを一定期間養育していただく養育里親です。

●共働きでも里親になれますか？

⇒ 子どもの養育に支障がない範囲での共働きなら問題ありません。また、無料で保育所を活用できる場合があります。

●子育ての経験が無くても里親になれますか？

⇒ 里親専門の相談員が電話や訪問により問題解決を支援します。また、地域の里親会による支援や交流活動もあります。



～ お問い合わせ先 ～

〒080-0801

北海道帯広市東1条南1丁目1-2

北海道帯広児童相談所 地域支援課

主査（家庭的養護・里親）

T E L : 0155-22-5100

F A X : 0155-22-5106